

## 【添付資料2】

### 松阪市職員安否情報報告システム等運用要領

令和6年5月1日

#### 1. 目的

この要領は、松阪市職員服務規程(平成17年松阪市訓令第14号)第20条に規定する安否状況及び参集可否の報告のほか、市内の被害状況の報告及びとるべき行動の確認を行うための安否情報報告システムに関する取扱い方法を示すことを目的とする。

#### 2. 対象者

次に掲げる者(以下「対象者」という。)は安否情報報告システムにより安否状況、参集可否及び被害状況を報告しなければならない。

- (1) 正規職員
- (2) 会計年度任用職員
- (3) その他の職員で所属長が登録を必要とした者

#### 3. 事前登録

対象者は、各自のスマートフォン等において、速やかに安否情報を報告できるよう、安否情報報告システムを事前に登録し準備するものとする。ただし、スマートフォン等を利用できない者は、所属長に対し、事前に別の連絡方法を申告することとする。

#### 4. 登録状況の確認

所属長は、毎年度当初において所属職員に対し、安否情報報告システム等の登録状況の確認を行い、大規模災害の発生に備えるものとする。

#### 5. 安否状況及び参集可否の報告方法

対象者は、安否状況及び参集可否の報告を次の方法により行う。

- (1) 市内に震度5弱以上の地震が発生した場合において、自身の安否状況及び参集の可否について、安否情報報告システムを通じ自主的に速やかに報告すること。
- (2) 通信が断絶している場合には、通信が復旧した後、速やかに報告すること。
- (3) スマートフォン等を利用できない職員は、各自事前に申告し

た方法により速やかに上司に報告すること。

## 6. 被害状況の報告

対象者は、市内の被害状況の報告を次の方法により行う。

- (1) 市内に震度5弱以上の地震が発生し、市内に報告すべき被害状況を確認した場合において、安否情報報告システムを通じ自主的に速やかに報告すること。
- (2) 通信が断絶している場合には、通信が復旧した後、速やかに報告すること。
- (3) スマートフォン等を利用しない、又はできない場合には、各自においてできる方法により上司に報告すること。

## 7. 収集データの利用

安否情報報告システム等により収集したデータ(以下「収集データ」という。)の利用目的は次の用途に限る。

- (1) 災害発生時における職員の安否状況の把握
- (2) 災害発生時における職員の参集可否の把握
- (3) 災害発生時における市内の被害状況の把握

## 8. 収集データの利用権限

収集データの利用権限については以下のとおりとする。

- (1) 各所属に付与され管理する LOGO フォームの ID 及びパスワードを使用するものとする。
- (2) 各部局長等においては、各部局内の連絡調整を担当する課の ID 及びパスワードを使用するものとする。
- (3) 原則、管理職が利用するものとするが、非常時においても情報を収集できるよう、課内で情報共有し事前に体制を整えておくものとする。

## 9. 訓練

市長は、運用方法の習得のため、職員を対象とした報告訓練を年 1 回以上行うものとする。

## 10. その他

この要領に定めるもののほか、安否情報報告システムの運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。